

女性への暴力に関する意識と実態調査報告書

- 『日常生活における男女の意識と実態に関する調査』より -

～自分には関係ないと思っていませんか？～

決してそうではありません。夫婦や恋人間で生じた問題が単なる個人や家庭の問題ではなく、社会的な問題として取り上げられ、法律も制定されてきました。

一人ひとりが身近な問題として考えてみませんか？

豊田市にお住まいの20歳以上の男女各1,500名を無作為に抽出し、調査票を送付

調査期間：平成14年11月11日～25日

回収数：男性435人（回収率29.0%）、女性674人（44.9%）

家庭における家族の役割分担に対する考え方

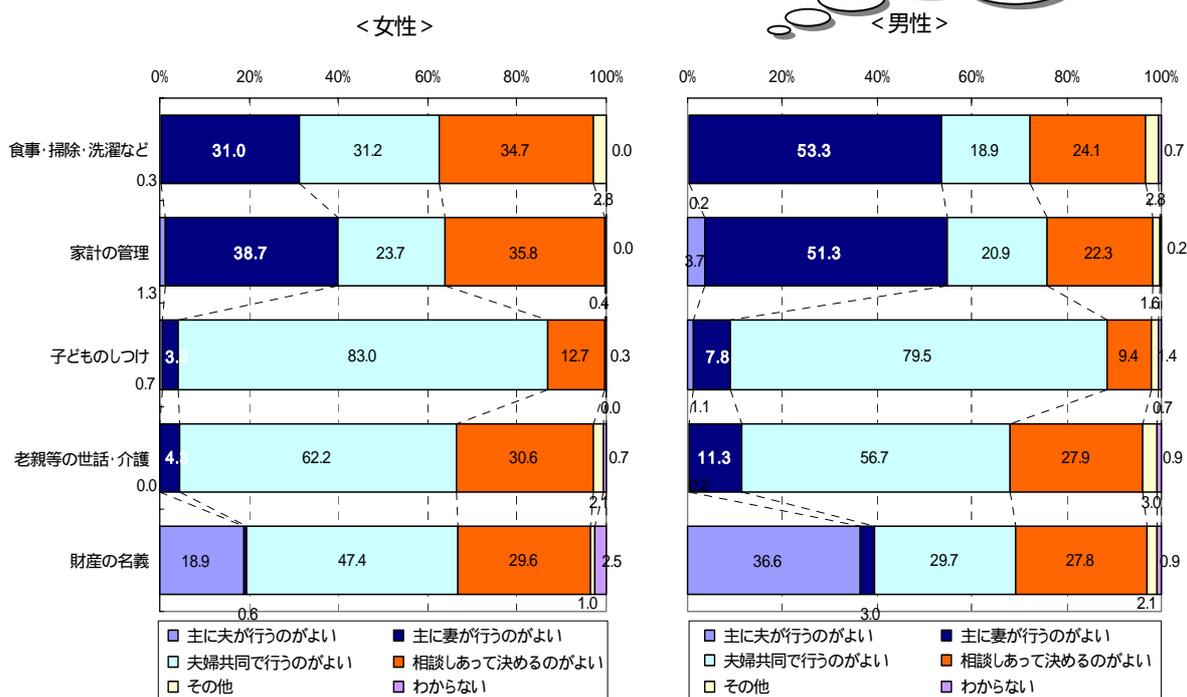
～なぜ、「財産の名義は夫で、家計の管理は妻」なのでしょう？～

家庭における夫婦の役割分担のうち、「食事・掃除・洗濯など」「家計の管理」は、「主に妻が行うのがよい」とする割合が男女とも高くなっています。また、「財産管理」は、女性からみれば「共同で行うのがよい」と考えているものの、男性は「主に夫が行うのがよい」とする割合が高く、全体として男性は、従来からの性別役割分担を理想とする傾向がみられます。

「子どものしつけ」と「老親等の世話・介護」については、「夫婦共同で行うのがよい」が男女とも高い割合となっています。

平成10年度に、豊田市では男女共同参画社会に関する意識調査を実施しています。この時と比較しても、夫婦の役割分担に対する考え方に大きな変化は見られず、性別役割分担の意識が根強く残っていることがうかがえます。

図1 役割分担に対する考え方



男女の関わりに関する考え方～女性と男性ではこんなに考え方が違います

～女性は外で仕事をするよりも、家庭にいて、夫に尽くすのが美德ですか？～

「男は仕事、女は家庭」という考え方を見てください。女性は「男は仕事、女は家庭」に「同感」と回答している人は半数以下ですが、男性では60%が「同感」としています。

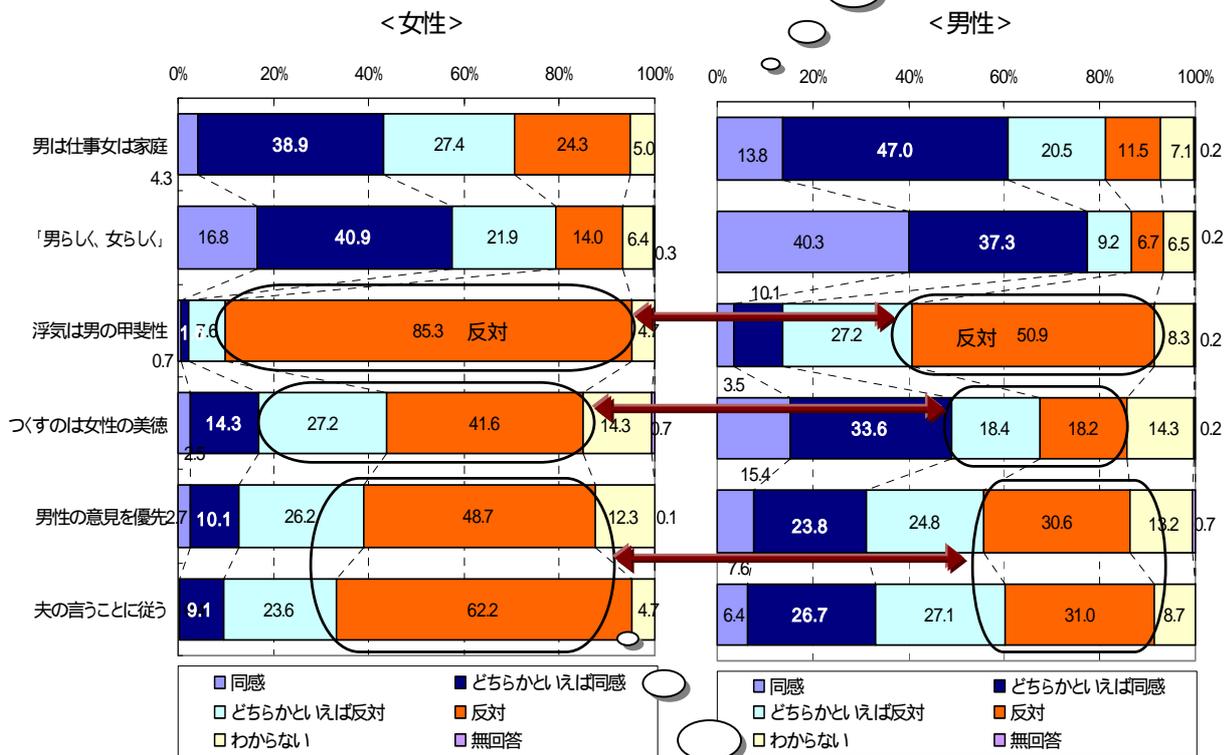
次の「男らしく、女らしく」はどうでしょう。男女とも「男は男らしく、女は女らしくふるまう」ことには賛成する傾向が強くみられます。では「男らしく」とは何でしょうか。「女らしく」とはどのような事をいうのでしょうか。それは「自分らしく」とどのように違うのでしょうか。もう一度考えてみましょう。

「浮気は男の甲斐性」をみてみましょう。「反対」と断言する女性に対して、男性はどうでしょうか。また、「男性につくすのは女性の美德」は、女性が「反対」とする割合が42%に達しているのに対して、男性は逆に、同感とする人が半数もいます。

「意見が食い違う時は男性の意見を優先する」「妻が夫の言うことに従うのは当然」という考え方をみてみましょう。多くの女性が「反対」と回答しているのに対して、男性は「夫の言うことは聞いて、男性の意見を優先」した方がいいという意識を持っている人が多いことがわかります。

「男は仕事、女は家庭」という考え方。女性は反対。男性は賛成？

図2 男女の関わりに関する考え方



「男性の意見を優先」「夫の言うことに従う」という考え方。女性は反対。男性は賛成？

女性への暴力～精神的・経済的・性的暴力って何でしょうか？

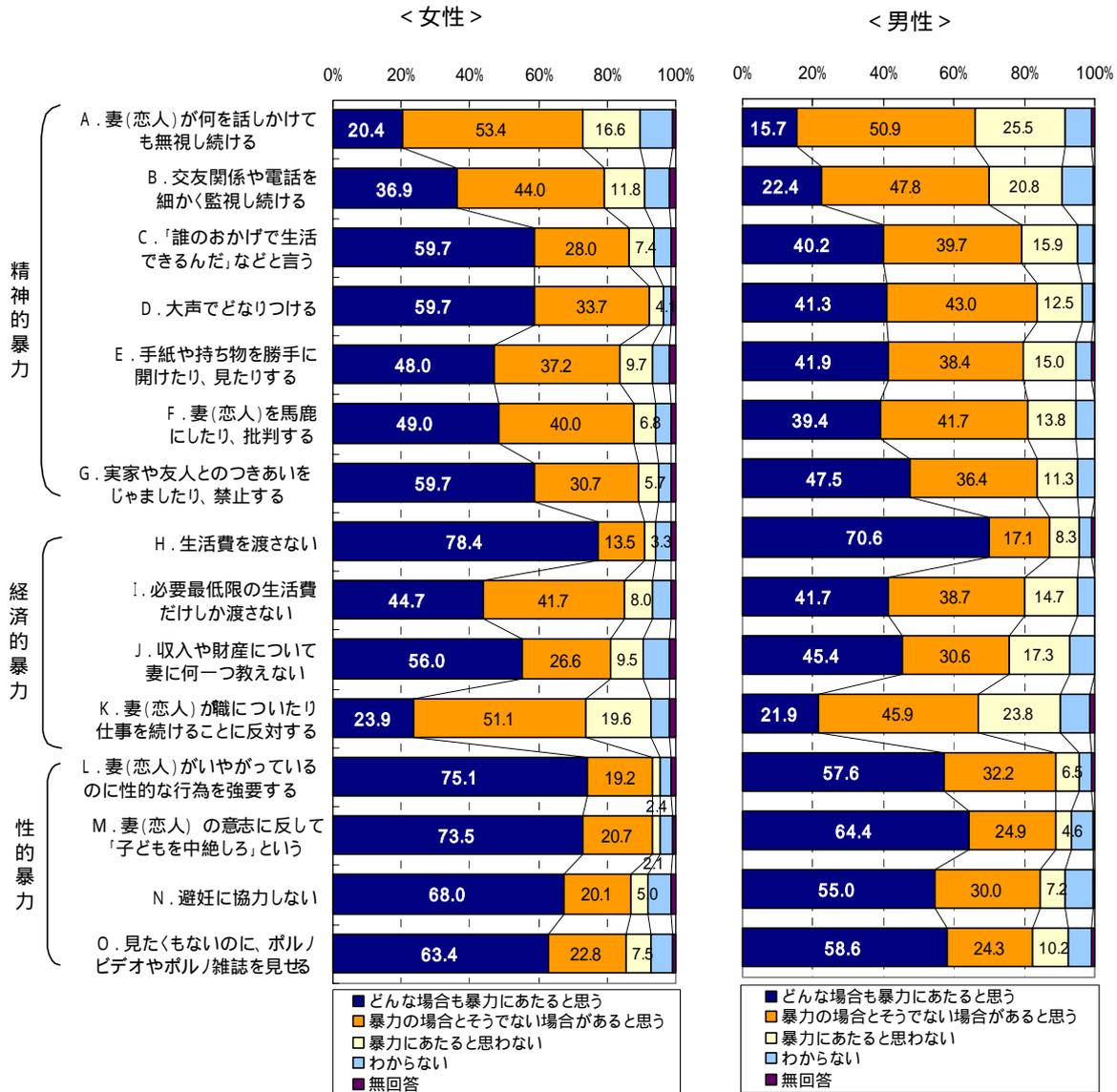
～身体を傷つけないなら、怒鳴りつけて、女性の行動や考えを制限してもよいのでしょうか～

『精神的暴力』は、男女とも「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」の割合が全般的に高くなっています。

『経済的暴力』については、「生活費を渡さない」ことについては、どんな場合も暴力にあたると思われがちですが、「職についたり、仕事を続けることに反対する」については、暴力と意識されていないようです。女性が働き続けたり、仕事に就きたいという意思是、妻なら制限されてもあきらめざるをえない、ということなのでしょう。

『性的暴力』は、「どんな場合でも暴力にあたる」と認識している割合が、女性では70%前後、男性も50%を超えています。夫婦間といえども性的な行為を強要することは、女性に対する暴力にあたるのが、理解されつつあるようです。

図3 女性への暴力の認識（精神的・経済的・性的暴力）



女性への暴力～身体的暴力とは、どのような行為をさすのでしょうか？

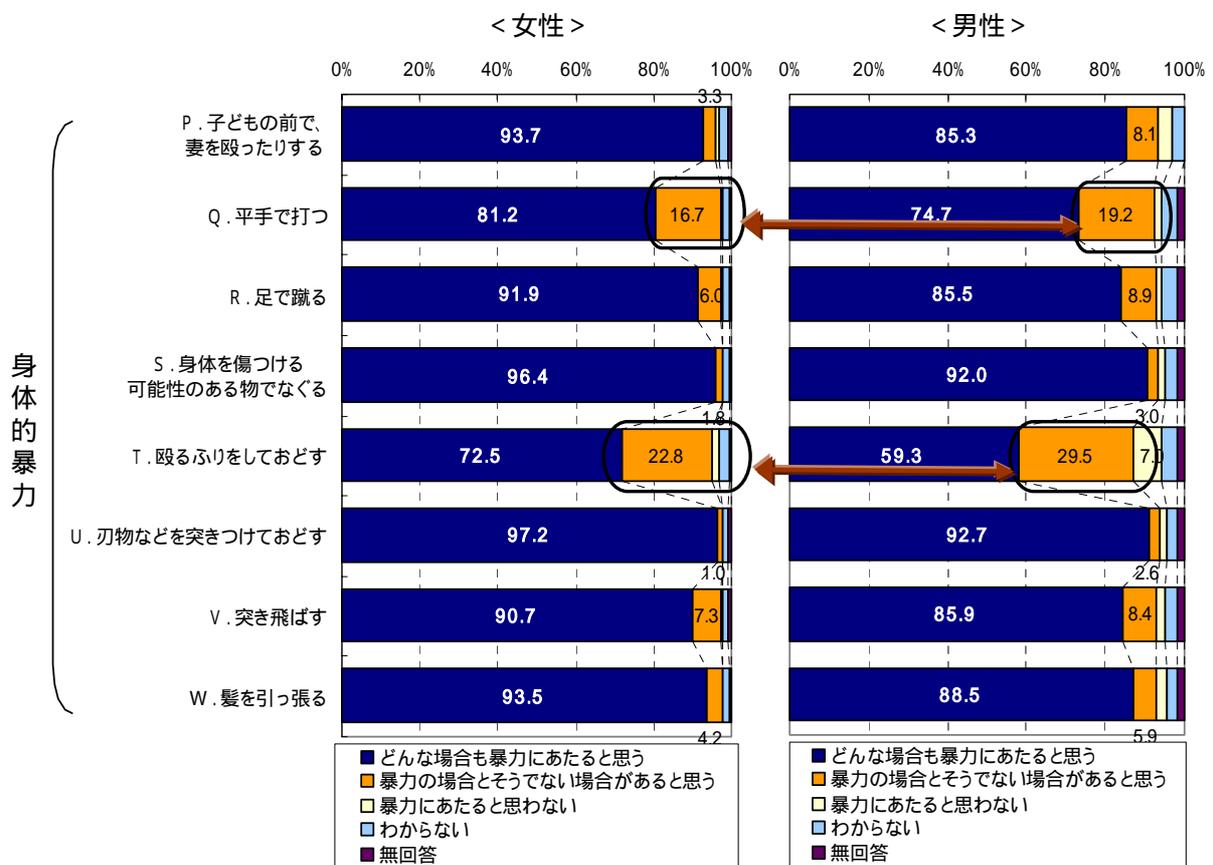
～身体を傷つけなければ、平手で打ったり、殴るふりくらいなら暴力とはいえないのでしょうか～

「刃物を突きつけておどす」「身体を傷つける可能性のある物でなくる」は男女とも暴力としての認識が特に高い項目です。それ以外の身体的暴力も、概ね「どんな場合も暴力にあたると思う」と意識されているようです。

「平手で打つ」「殴るふりをしておどす」は他の身体的暴力と比較して「暴力に当たらない場合がある」と思っている人が多くいます。

このようにしてみると、「刃物」や「身体を傷つける」行為は暴力でも、「平手」や「殴るふり」のように相手を傷つける危険性が低いものは暴力ではない、と考えられているようにも思われます。

図4 女性への暴力の認識（身体的暴力）



ドメスティック・バイオレンスとはなんですか？

「殴る」のは暴力です。「殴るふりをしておどす」のも暴力です。暴力は相手を自分の思い通りにコントロールするための手段であるといえます。

相手に対して行った行為が、相手を怖がらせ、従わせているものだとしたら、それは人権侵害であり、どんな理由があっても、どのような行為であっても暴力なのです。

『暴力にあたらぬ』理由～「女性に非」があれば、暴力が許される？

～女性に非があったり、身体にけがを負わせなければ、何をしても問題ないのでしょうか～

『精神的・経済的・性的暴力』が暴力にあたらぬと思う理由は、男女ともに「女性に非がある場合はやむを得ないと思うから」が高い割合であり、男女とも65%程度となっています。

身体的暴力が暴力にあたらぬ場合の理由についても、「女性に非がある場合はやむを得ないと思うから」が高い割合となっています。

「女性に非」…本来「非」とは「落ち度」であるが、現状では「意見」を言うことも「非」として考えられている。

図5 暴力にあたらぬ理由 - 精神的暴力・経済的暴力・性的暴力

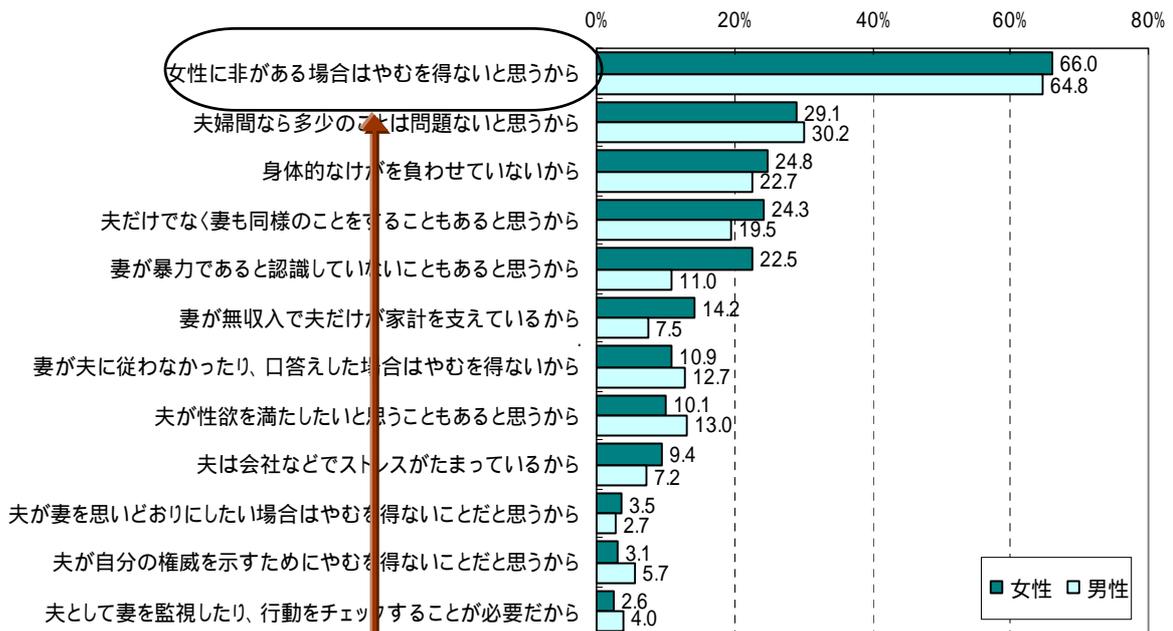
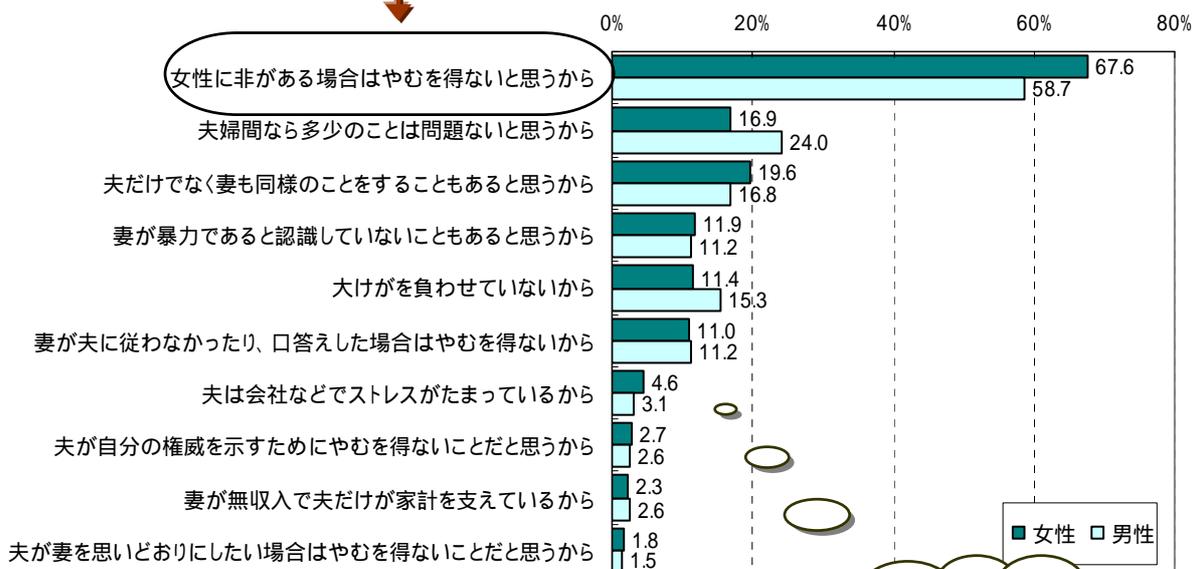


図6 暴力にあたらぬ理由 - 身体的暴力



女性に対する暴力が正当である理由はありません。

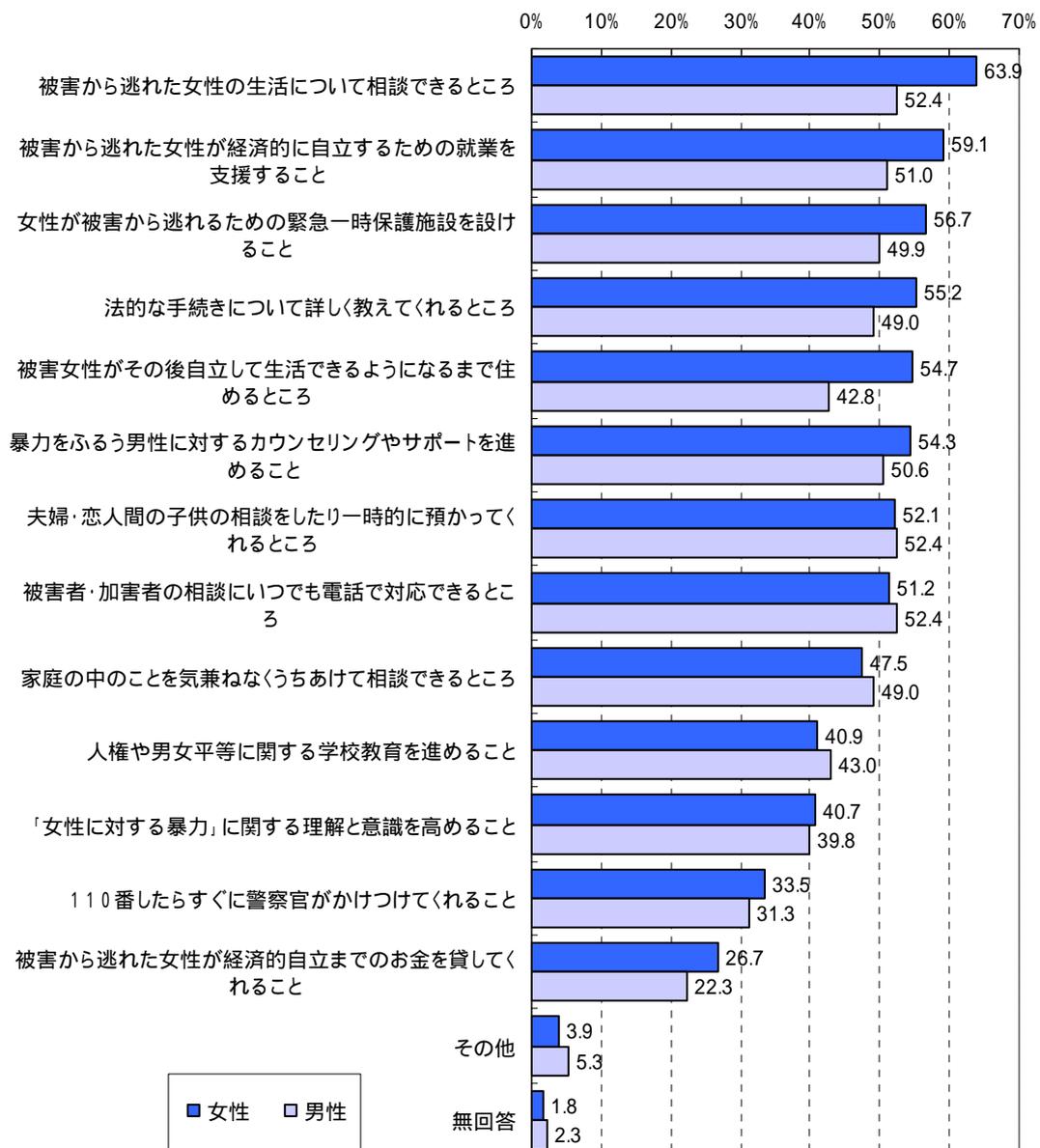
暴力を受けた女性への支援～その後の生活への支援がカギ

～暴力から逃れた女性が、その後自立して生活できるような支援が求められます～

暴力を受けた女性の支援としては、被害から逃れた女性の保護と、その後の生活についての相談や支援に対する要望の割合が高くなっています。

また、「法的な手続きについて詳しく教えてくれる」といった、踏み込んだ相談事業に対しても要望が高いといえます。

図7 被害を受けた女性への支援



男女共同参画社会に関わる用語を理解していますか？

～男女共同参画社会づくりのための意識啓発がさらに必要だと考えられます～

「男女共同参画社会」を実現するために必要な用語の認知をみると、「ドメスティック・バイオレンス」については「内容まで知っている」割合が半数程度、「DV防止法」を知っている割合は20%となっています。昨今メディアで取り上げられていることもあり、比較的認知度が高い用語になっています。

しかし、「ジェンダー」の理解についてみてください。内容まで知っていると回答した割合は、全体の9%であり、市民の皆さんの多くは、理解していないことがわかります。さらに「男女共同参画社会」も「内容まで知っている」と回答した人は、わずか10%でした。今後、男女共同参画社会を実現していくために、意識啓発に力を入れていくことが必要と思われれます。

「豊田女性センター」や「クローバーコール」について内容まで知っている人は非常に少なく、市民に幅広く広報し、活用して頂けるよう働きかけていくことが必要といえます。

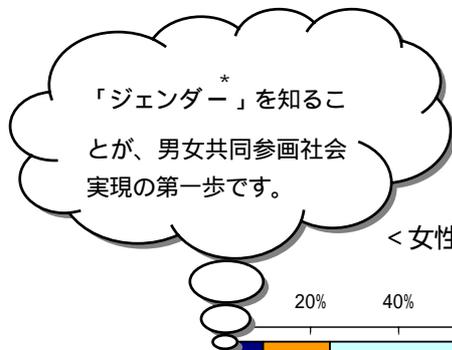
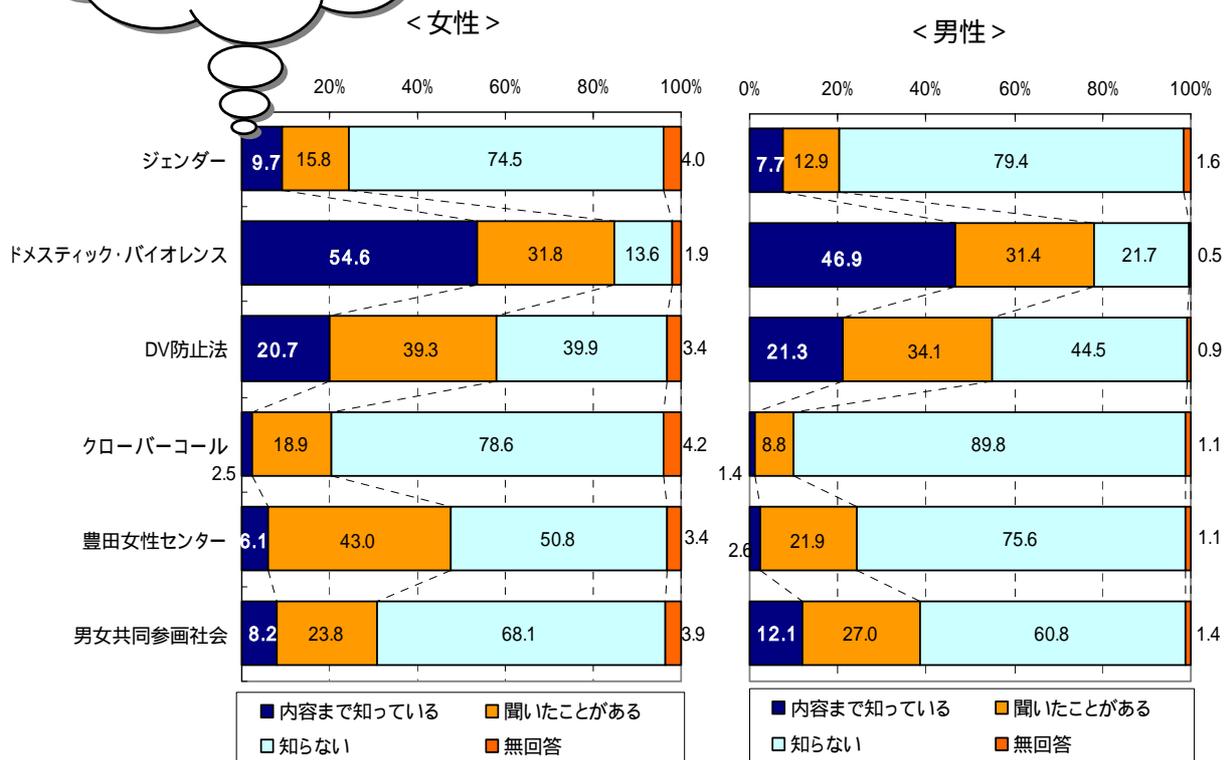


図8 用語の理解



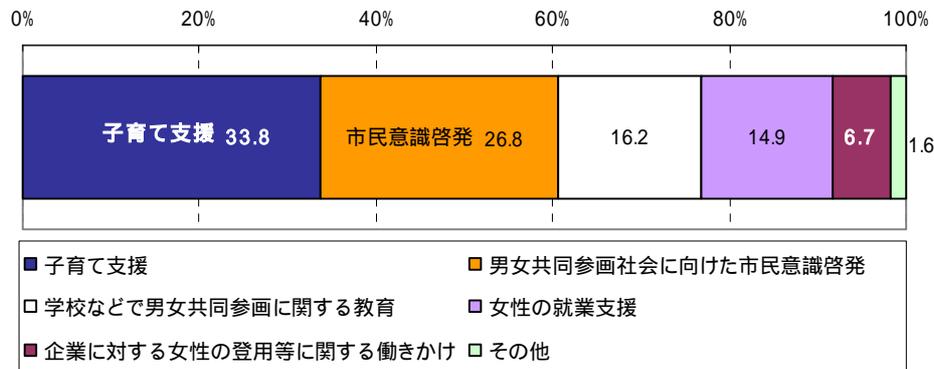
ジェンダー^{*}

生物学的な性別ではなく、文化的・社会的につくられた性差をさします。この性差意識が根底にあるために、例えば「男性は仕事・女性は家庭」「男性向きの仕事＝企画・管理、女性向きの仕事＝事務」などのように、個人の個性や能力と関わりなく、「男・女」の性別によって、家庭や職場などの役割が与えられてしまいがちです。家事が上手な男性、企画力に優れた女性など、性別ではなく、個人の能力によって多様な生き方が選択できる社会を実現したいものです。

男女共同参画社会実現のために必要な行政施策

市民が期待する行政施策は「子育て支援」が最も高い割合であり、「男女共同参画社会に向けた市民意識啓発」への要望も27%と高い割合となっています。

図9 男女共同参画社会実現のために必要な行政施策



<用語解説>

ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫(事実婚、別居を含む)やパートナーから女性への暴力をいいます。暴力には殴る蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、生活費を渡さない、仕事につかせない、性行為の強要、外出や交友関係を制限して孤立させるといった精神的な苦痛や経済的な抑圧なども含まれます。親密な関係の男女間のことであっても、刑法に規定されている暴行、傷害、脅迫等の行為が行われた場合は犯罪となります。

DV防止法(配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律)

従来は家庭内の個人的な問題として、被害者の救済が必ずしも十分に行われていませんでしたが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにDV防止法が制定されました。同法律では、ドメスティック・バイオレンス(DV)から被害者を保護するため、地方裁判所が暴力を振るう配偶者への6カ月間の接近禁止と、住居からの2週間の退去命令を出す「保護命令制度」を創設し、命令違反に対しては1年以下の懲役または百万円以下の罰金刑を科しています。また、DV防止と被害者保護を国や地方自治体に義務付けています。

クローバーコール

豊田市が運営する、悩みや問題をかかえた女性のための電話相談。専門のカウンセラーが問題解決の支援を行っています。(クローバーコール専用電話: 33-9680)

豊田女性センター(豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階)

豊田市が設置・運営している男女共同参画社会実現のための拠点施設であり、情報誌の発行、セミナー・講座やイベントの開催、女性団体支援等様々な活動を行っています。(電話: 31-7780)

男女共同参画社会

女性と男性が社会を構成する対等なパートナーとして、政治や仕事、家庭などあらゆる分野に参画し、喜びも責任も、ともに分かち合う社会をいいます。

調査結果の概要は以上です。詳しくは、調査報告書をご覧ください。

女性に対する暴力を女性の人権に係る重大な社会問題として認識し、暴力の根絶に向けて社会全体が責任をもって関わっていくことが求められます。

皆さんと一緒に、これからもこの問題を考えていきたいと思えます。

調査に関するお問い合わせ: 豊田女性センター 31-7780
(E-mail: clover@city.toyota.aichi.jp)